第２　時計及び書類			
１　時計の備付け	備付け　　有□　　無□		
２　無線局免許状の備付け（注５）	備付け（注５）有□　　無□		
３　無線業務日誌の備付け、記載内容及び保存	備付け　有□　無□　免除□ 保存　　有□　無□ 記載内容		
４　その他の書類の備付け	備付け書類	現行化	
		されている　□ されていない□	

短　　辺　　（日本工業規格Ａ列４番）

［注１～４　略］

５　船舶局、無線航行移動局及び船舶地球局の点検の場合は、「備付け」とあるのは、「掲示」とする。

［（２枚目）～（４枚目）　略］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（電波の利用状況の調査等に関する省令の一部改正）

第五条　電波の利用状況の調査等に関する省令（平成十四年総務省令第百十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、これを削る。

改正後	改正前
［削る］	（電磁的方法により記録することができる提出書類） **第九条**　第五条の規定に基づき報告する書類のうち総務大臣が別に告示するものは、総務大臣が別に告示する電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によっては認識することができない方法をいう。）により記録し、提出することができる。
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成三十年三月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の際現に免許を受けている無線局については、この省令による改正後の施行規則第三十八条第一項又は第三項の規定にかかわらず、当該無線局の免許の有効期間が満了する日までは、なお従前の例によることができる。

第２　時計及び書類

１　時計の備付け	備付け　　有□　　無□		
２　無線局免許状の備付け及び掲示	備付け　　有□　　無□ 掲示　　有□　　無□		
３　無線業務日誌の備付け、記載内容及び保存	備付け　有□　無□　免除□ 保存　　有□　無□ 記載内容		
４　その他の書類の備付け	備付け書類	現行化	
		されている　□ されていない□	

短　　辺　　（日本工業規格Ａ列４番）

［注１～４　同左］

［新設］

［（２枚目）～（４枚目）　同左］